

不正防止対策の基本方針

不正防止対策の基本方針

株式会社ディエステクノロジーは、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づき、不正防止対策の基本方針を策定し、競争的研究費等の運営・管理を行います。

1 責任体系の明確化

競争的研究費等の運営・管理の責任者を以下に定めます。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 最高管理責任者 | 代表取締役 |
| (2) 統括管理責任者 | 代表取締役 |
| (3) コンプライアンス推進責任者 | 部門長 |

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図ります。

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）
- (2) ルールの明確化
- (3) 職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止するために以下を取り組みます。

- (1) 不正防止計画推進担当者の配置。
- (2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施。

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。

5 情報発信・共有化の推進

競争的研究費等の使用に関するルール等について、会社内外からの相談を受け付けます。また、不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表します。

6 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施します。また、監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ります。

2025年2月25日

株式会社 ディエステクノロジー

代表取締役 石黒 雅

DMXD-0001(0)